



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL https://tax-aozora.com

皆様にとって2025年はどんな年だったでしょうか。2026年がよい年となりますよう、祈念いたします。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

令和8年から始まる新しい「扶養親族等の数」の算定

税額表の甲欄を適用して給与の源泉徴収を行うには、「扶養親族等の数」が必要です。
この算定にあたっては、令和8年から対象範囲が見直されています。その対象範囲を確認します。

◆扶養親族等の数の算定◆

「扶養親族等の数」とは、次の合計数をいい、令和8年から範囲が改正されました。

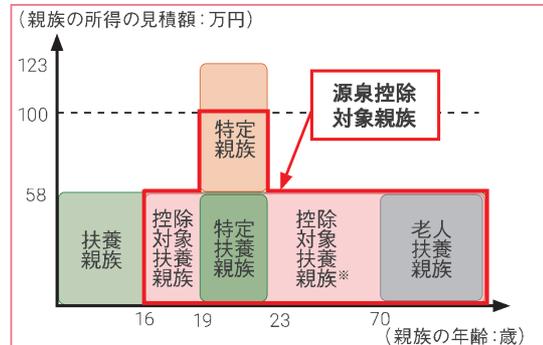
[扶養親族等の数]

Table with 2 columns: ~令和7年 and 令和8年~. Rows include 源泉控除対象配偶者 and 控除対象扶養親族.

給与等の支払を受ける人が、障害者その他一定の者に該当する場合には、該当することに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族のうち障害者等に該当する人がいる場合には、該当することに扶養親族等の数に1人を加算します。

源泉控除対象親族には、控除対象扶養親族の他、特定親族のうちその年中の所得の見積額が100万円以下の人含まれます

[参考：親族の範囲]



※30歳以上70歳未満の非居住者の場合は、一定の要件に該当する場合があります。
参考：国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」一部編集

◆マル扶で確認◆

「扶養親族等の数」の算定にあたっては、扶養控除等申告書(以下、マル扶)の記載内容に沿うことになります。各人の令和8年分のマル扶を確認しながら算定を行い、「扶養親族等の数」の更新を行いましょ。

○令和8年分 マル扶 (一部抜粋)

Form for '令和8年分 マル扶' with columns for family type, name, birth date, and income. Includes checkboxes for various family categories.

出典：国税庁「令和8年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

◆源泉徴収税額表も最新版で◆

令和7年度税制改正の影響で、源泉徴収税額表も見直されています。令和8年分は、「令和8年分 源泉徴収税額表」を用いて、給与の源泉徴収税額の計算を行いましょ。

参考：国税庁「令和8年分 源泉徴収税額表」他

【主な用語の定義】

- 源泉控除対象配偶者：給与等の支払を受ける人(その年中の所得の見積額が900万円以下の人に限る)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者(以下、青色事業専従者等)を除く)で、その年中の所得の見積額が95万円以下の人
同一生計配偶者：給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)で、その年中の所得の見積額が58万円以下の人
扶養親族：給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族(里子及び養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除く)で、その年中の所得の見積額が58万円以下の人
控除対象扶養親族：扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(年齢30歳以上70歳未満の非居住者の場合は、一定の要件に該当する人)
特定親族：給与等の支払を受ける人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除く)でその年中の所得の見積額が58万円超123万円以下の人

お 仕 事 備 忘 録



- 1. 協会けんぽの電子申請サービス開始...2026年1月13日から、協会けんぽにおいて、出産手当金や傷病手当金などの各種手続きが、電子申請サービスによりオンラインで申請可能となります(予定)。郵送の手間や費用を省き、パソコンやスマートフォンから簡単に手続きが行えます。
2. 還付申告(所得税の確定申告)の受付開始...所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。
3. 固定資産税の償却資産に関する申告...2026年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市町村へ申告します。納付税額は市町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に、後日通知されます。
4. 法定調書や給与支払報告書の提出...毎年1月は法定調書や給与支払報告書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書などがあります。各々、税務署や市区町村への提出の要件が定められています。手引などを確認の上、提出しましょう。

(出典: MyKomon)

下請法改正による振込手数料の変更に注意

令和8年1月1日から下請法が取適法（とりてきほう）に改められ、対象となる事業者や取引の拡大などが行われます。この改正について税務上注意が必要なのは、振込手数料が売手負担であった場合です。新たなルールに注意しながら、経理処理や税務上のポイントを確認します。

取適法とは

取適法は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の通称です。下請代金支払遅延等防止法（通称：下請法）から法律名が改められ、主に次の見直しが行われます。

項目	内容
用語の変更	<ul style="list-style-type: none"> 親事業者 → 委託事業者 下請事業者 → 中小受託事業者
適用対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 適用基準に「従業員基準」を追加 対象取引に「特定運送委託」を追加
禁止行為の追加	<ul style="list-style-type: none"> 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 手形払等の禁止 振込手数料を負担させることの禁止

売手負担の振込手数料が禁止に

下請法では、書面での合意があれば、振込手数料の負担を下請事業者（＝売手）とすることが可能でした。これが取適法では、合意の有無にかかわらず、委託事業者（＝買手）が振込手数料を中小受託事業者（＝売手）に負担させ、代金から差し引くことは違反になります。**取適法の対象となる取引を洗い出し、代金振込の場合は、振込手数料はどちらの負担が確認しましょう。**

経理処理の変更に注意

振込手数料が買手負担であれば、これまでと変わりません。他方、売手負担である場合は、取引内容の変更の他、この変更に伴う経理処理、特に消費税の対応に注意します。

（1）売手側

これまで売手負担であった場合には、この負担がなくなります。仮に振込手数料相当額を売上値引きとしていた場合は、この経理処理が不要となり、売上げに係る対価の返還などの消費税に係る処理も不要となります。

（2）買手側

上記（1）のように値引きとしていた場合には、買手負担となることで、買手側は仕入値引きの経理処理の他、仕入れに係る対価の返還などの消費税に係る処理も不要となり、通常の振込手数料の経理処理のみとなります。インボイス対応も同様です。これまでの処理状況に応じて変更を行いましょう。

発注日ベースで

取適法は、**令和8年1月1日以降に発注する取引からの適用**です。そのため、負担が変わる場合であっても、1月の振込は従前のままの可能性も考えられます。変更はいつから取引内容がわかる書類で確認しましょう。

参考：公正取引委員会「中小受託取引適正化法（取適法）関係」、国税庁「インボイス制度に関するQ&A」他

お仕事カレンダー

1月5日(月)	健康保険・厚生年金保険料の支払期限(11月分) 所得税の還付申告の受付開始(令和7年分)
1月13日(火)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(12月分)
1月20日(火)	源泉所得税の納期限の特例納期限(前年7月～12月分)
1月31日(土)	健康保険・厚生年金保険料の支払期限(12月分)(2月2日期限)
	継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限(第3期分) 口座振替を利用しない場合(2月2日期限)
	労働者死傷病報告書の提出期限(休業4日未滿の10月～12月の労災事故について報告)(2月2日期限)
	11月決算法人の申告・納税、5月決算法人の予定納税申告・納付期限(2月2日期限)
	(前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下)
	2月・5月・8月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限(2月2日期限)
	(直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)
	個人の県民税・市町村民税等の納期限(普通徴収、第4期分) 市町村の条例で定める日まで
	税務署への法定調書の提出期限(2月2日期限)
	市区町村への給与支払報告書の提出期限(2月2日期限)
固定資産税の償却資産に関する申告期限(2月2日期限)	
給与所得者の扶養控除等申告書の回収期限 最初の給与支払日の前日まで	
源泉徴収票の交付	

